

## 民事訴訟

### 第1 民事訴訟とは

民事訴訟は、裁判官が公開の法廷で当事者双方の言い分を聴き、証拠を調べたりして、最終的には判決によってもめごとの解決をはかる手続です。訴訟の途中で、当事者双方の話合いによる合意によって解決に至る場合もあります。自分の言い分と相手の言い分がくいちがっていて、話し合いによる解決が難しいもめごとの場合には、民事訴訟を選択することが考えられます。

なお、もめごとの解決により得られる経済的利益を訴額といいます。簡易裁判所では訴額が140万円以下の事件を取り扱っています。訴額が140万円を超える事件は、地方裁判所が取り扱いますので、ご注意ください。

### 第2 民事訴訟の申立方法

#### 1 管轄する簡易裁判所

特定の事件について、どの裁判所が裁判をするのかについての定めを管轄といいます。原則として、相手方の住所のある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所が管轄裁判所になります。例えば、相手の住所が京都市下京区であれば京都簡易裁判所が、伏見区であれば伏見簡易裁判所が取り扱います。簡易裁判所の管轄区域については「京都府内管轄一覧表」をご覧ください。事件の種類によっては例外もありますので、詳しくは最寄りの簡易裁判所にお問い合わせください。

#### 2 訴状等の提出

民事訴訟は、簡易裁判所に「訴状」を提出することによって始まります。

簡易裁判所の民事受付には、もめごとの内容(例えば、売買代金、未払賃料、請負代金、未払給料の請求など)ごとに、訴状の用紙とその書き方を説明した書面を用意していますので、もめごとの内容が備え付けの用紙にあてはまる場合には、それを利用していただくことができます。また、裁判所ウェブサイトにはいくつかの訴状の書式と記載例が掲載してありますので、それらを利用することもできます。

訴状を提出するときには、その訴えに応じた手数料分の収入印紙と、郵便切手を納めていただく必要があります。

手数料は、例えば相手に10万円を請求するときは1000円分の収入印紙が必要になります。詳しくは手数料額早見表をご覧ください。

郵便切手は、裁判所から当事者双方に書類を送るために使います。納めていただく郵便切手については予納郵便切手一覧表をご覧ください。

訴状の提出のときに、収入印紙や郵便切手の他にも何種類かの書類が必要になる場合があります。例えば相手方が会社であれば、その会社の商業登記簿謄本などを法務局で入手して、裁判所に提出していただく必要があります。また、不動産に関する訴訟の場合には、その不動産の固定資産評価証明書を区役所等で入手して提出していただく必要があります。その他にも提出される訴状の内容ごとに必要な書類がありますので、詳しくは訴状を提出する簡易裁判所にお問い合わせください。